

障害を理由とする差別に関する事例集

平成28年3月

茅ヶ崎市保健福祉部障害福祉課

障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が平成28年4月1日施行されます。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

1 障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為です。障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になり過ぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

2 「社会的障壁」とは

障害がある方が、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① 社会における事物（利用しにくい施設・設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習・文化など）
- ④ 観念（障害のある方への偏見など）

3 「合理的な配慮（合理的配慮）」とは

障害のある方が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段や方法について、相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応されるものです。

例えば、高い所に陳列された物などを取って渡すなどの物理的環境への配慮や筆談、読み上げ、手話などの分かりやすい表現を使って説明する意思疎通の配慮です。

目次

I	行政機関	P 1
II	地域	P 5
III	住まい・家庭	P 9
IV	お店	P 11
V	公共交通	P 14
VI	公共施設等	P 16
VII	教育	P 19
VIII	雇用・就労	P 22
IX	医療	P 24
X	福祉サービス	P 26
XI	その他	P 28
	障害者に関するマーク	P 31

I 行政機関

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ 様々な手続きが書類で行われることが多く、代筆してもらうこともあるが、自分で手続きができないことで、疎外感を感じることもある。
 - ・ 会議の当日に資料を渡されてもわからない。
 - ・ 市の意志疎通支援が、盲・ろう障害者中心となっている。
 - ・ 市役所の対応が悪いと感じる。
 - ・ 会議資料が多いため、理解しにくい。

- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。
 - ・ 警察・社協にも手話通訳がいると助かる。
 - ・ 市役所に行かなければ手続きできなこともあり、大変だと感じる。配慮してほしい。
 - ・ タクシー券を郵送してほしい。
 - ・ 市からの文書は点字で送ってほしい。
 - ・ 行政の文書は難しい。ルビをふればいいというものでもない。
 - ・ わかりやすい文書を作成することが必要と思うが、それを作成する難しさも理解している。行政職員と当事者や家族会と一緒に作る、協働チームみたいなもので取り組めると良いと思う。
 - ・ 目に見えない障害についても基本的な対応スキルをすべ

での職員が知ってほしい。

- ・ 視覚的な説明ツールを用意してほしい。(絵・写真による段取りの手順表、誘導シール、目立つ表札)
- ・ 聴覚過敏な人のための防音面談室、整理された(必要なもの以外置いていない)部屋が必要。
- ・ 申請書の書き方について見本があると良い。
- ・ 書類に漢字が多いので、職員が読み上げてほしい。
- ・ 文書の内容が難しい。
- ・ 喉頭摘出し、発語ができない人に対してコミュニケーションの配慮をしてほしい。
- ・ 市議会について、今後も障害者の市議会議員が選出される可能性があるため、車いすの議員が登壇しやすいよう配慮をしてほしい。
- ・ 障害福祉のあんないの内容をわかりやすくし、見やすいよう大きい文字にしてほしい。
- ・ 精神障害の普及啓発をして、世間の理解を深めてほしい。
- ・ わかりやすく説明をして、当事者の話をしっかり聞く対応をしてほしい。
- ・ 役所の窓口で手続きの時に、わかりやすくていねいに説明してほしい。親もだんだんと高齢になり、制度が変わったときなど、「こんなことも知らなかったんですか？」というふうに言われた。
- ・ これは地方公共団体をお願いすることではないのかもしれませんが、娘はここ数年選挙に行くようになりました。知的障害者に対する情報提供の配慮が全くありません。選挙広報も候補者の出すアピールのチラシも、娘には理

解できません。福祉の向上をうたっている候補者でさえ本人向けの物は見たことがありません。投票もしにくいと思います。例えば、いまのように姓名を書くのでなく、チェックをいれるようにするなど、簡単にする方法もあると思います。

- ・ 筆談をお願いされたら必ず応じること。
 - ・ 障害福祉課以外の課でも障害者のことをきちんと理解していただき、対応してほしい。
- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったこと等があれば教えてください。
- ・ 障害福祉課の窓口の対応が良かった。
 - ・ グループホームの家賃補助があって助かっている。
 - ・ 市役所で働いた時に職員さんが親切にしてくれた。
 - ・ 成人式の式典の際、障害者の席を設けてくださり、何もためらうことなく出席させていただけたことに、大変感謝いたしました。
 - ・ 娘の成人式の時、中学時の先生たちから新成人へのビデオレターが各中学校ごとにあっただが、障害のある新成人には何もなかった。せっかく頑張って出席したのに、娘とその友達は寂しそうにしていた。担当の課へお願いしたら（たぶん頭に血が上って、怒りのお願いだったと思います。ごめんなさい。）次の年から養護学校の先生からのビデオレターがはいるようになった。
- その他

- ・ メール配信サービスは便利です。災害時にサイレンは鳴ったが、配信サービスが来なかったことがあった。

Ⅱ 地域

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ 目に見える障害ではないので、後ろから道を尋ねられ、無視することになり嫌な思いをしたことがある。
 - ・ 知的に遅れをもつ子どもで、おっとりとしてやさしい子に対してお友達が自分の都合の良いように話をし、その通りにやらせたり、物をもってこさせられるなどのいじめがありました。
 - ・ 大人になってから、お金の使い方、恋愛などはできないからと、けげんされがちのように思います。
 - ・ 雨の日にバス停で待っていたら、他の客から「こんな日に出掛けるなんて迷惑だ」「障害者は年金もらって遊んでるんだろ」と言われた。
 - ・ 障害を知らないことによる差別は多いと感じる。
 - ・ 障害に関する啓発が足りないと感じる。白杖を知らない人がいたり、点字ブロックの上に自転車が停まっていることがある。
 - ・ 弱視の人は、周囲から見えていると思われることがある。他者があいさつしても、見えないため、周囲からは無視され、態度が悪いと捉えられてしまうことがある。
 - ・ 知的障害者が関わっている飲食店は衛生面において汚いと思われることがある。
 - ・ 障害者を表すマークは車いすが描かれている。そのため、障害者について身体障害をイメージする人が多い。知的障害、発達障害等目に見えない障害は理解されにくい。

- ・ 通常の公衆トイレにて、母が知的障害の息子と一緒に入り、介助することは難しい。障害者マークが掲示された、「みんなのトイレ」を利用しようとしたが、周囲の人から障害者だと思われず、注意された。
- ・ 外出先で周囲の人からじろじろ見られ、偏見と感ずることがある。
- ・ 杖を使って歩いていたら、周囲の人に「杖が邪魔」と言われた。
- ・ 統合失調症の人は怠けている等、悪いイメージを持たれている。
- ・ グループホームで生活しているが、近所の人があいさつしてくれない。
- ・ 障害を持っているということがわかっただけで嫌がらせを受ける。
- ・ 障害をもっているということだけで色眼鏡で見られる。
- ・ 5大疾病の一つとして精神疾患が挙げられているというのに、精神障害を知っている人が少なく、理解されない。
- ・ 精神障害の当事者として講演会に出席した時に、周囲から「あいさつして良いのか」「目を見て話してよいのか」等言われた。
- ・ 「障害者に税金を使って障害福祉サービスを受けさせることはお金の無駄使いだ。」と言われたことがある。
- ・ 外出すると周りから嫌な目で見られるため、外出する際は勇気がいる。(普通に過ごしたいだけなのに)
- ・ マラソンブームだが、ほとんどのマラソン会場に手話通訳者の設置なし。会話もできず、ケガ、病気および災害

が起きた時に生命にかかわる恐れなどが考えられる。

- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。
 - ・ 障害の理解が進み、様々な場面でサポートしてくれる人がいるような社会ができたらいいなと思う。
 - ・ 幼いころからいろいろな障害の子どもと一緒に過ごすことによってその先の障害理解につながっていくのではないかと思います。
 - ・ 就労援助センターのような相談できる窓口を市内にも作ってほしい。相談窓口を自分自身で選択できるくらいあればよい。
 - ・ 障害者理解を世間に広めてほしい。
 - ・ 市の主催でない講演などでも手話をつけてほしい。以前自己負担で手話通訳の手配をお願いしたことがあったが、通訳者に払う手当金が高くて用意できないと断られた。

- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があつて助かったこと等があれば教えてください。
 - ・ 設備もよくなっているが、人の対応が近年良くなっていると感じる。
 - ・ 外出先で、障害者本人のことを知っている人がいると安心する。
 - ・ ボランティアの人が来て手伝ってくれて助かります。例えばお金の計算や物を落としたり、なくしたときに助け

てくれる。

- ・ 目に見える障害については理解が進んだと思う。10年前とくらべて冷たく見られることが少なくなった。
- ・ アパートの近所の人があいさつしてくれた。
- ・ 自治体や民生委員の人が地震の時に様子を見に来てくれて助かった。
- ・ 障害者扱いせず普通に接してくれた。(生活場面において)

■ その他

- ・ 子供がいじめられていても、親に話さないこともある。親同士のネットワークで自分の子供がいじめられていることを知ることもある。
- ・ 自転車がルール・マナーを守らず走ってくるので、怖い。
- ・ 小和田小学校で防災訓練をやった際に参加させてもらった。

Ⅲ 住まい・家庭

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ 住まいをみつけることが困難。(不動産会社や大家に理解されない。)
 - ・ 一人暮らしをするため、アパートを借りようとしたが、火の使用を禁止されたり、借りられないことがあった。不動産屋より、オール電化の物件を提案されたが、立地等、条件に合わないこともある。
 - ・ 精神障害を明かした上でアパートを探している時に、不動産屋から事故物件や日当たりが悪いアパートを紹介された。
 - ・ 不動産屋に相談に行ったが障害を理由に断られたことがある。

- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。
 - ・ 不動産会社や大家等に病気の理解をして頂き、生活できる場所を増やしてほしい。

- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったこと等があれば教えてください。
 - ・ 特に無し。

- その他

- ・ 自分の子供に障害があることを受け入れられない親も多い。療育機関と関わり、子供の成長を見て、障害を受け入れていくこともある。
- ・ 小学校低学年頃の親は、子供の障害について「まだ治るかもしれない」と思い、焦りを感じたり、熱心に子供のために活動する親もいる。

IV お店

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ ホテルに1人で宿泊しようとしたら、ホテルのスタッフから「単独で泊まってもらっては困る」と言われた。
 - ・ クレジットカードの作成や支払時、生命保険の加入や投資の手続き等、署名が代筆ではできないことがある。人によっては自力で書くことができるが、字を書くことができない人もいる。
 - ・ スーパーでお釣りをヘルパーに渡すことがあり、自分の存在が意識されていないと感じる。
 - ・ ホテルの対応は良いと感じることが多い。従業員の教育がなされ、理解がある。自然に対応してくれる。一方で、旅館はあまり理解がないと感じる。行動を常に見張られている感じがあり、例えば、間違った方向へ行こうとすると、すぐに話しかけてくる。
 - ・ 自閉症の人がレストランで大声を出し、出入り禁止になった。
 - ・ ファミリーレストランで女子高生が騒いでいても何も言われないのに、障がいのある息子が奇声を上げると「今後、入店はご遠慮ください」と言われた。
 - ・ 計算が苦手なため、レジでもたついていたら、店員に急いでほしいとアピールされたことがある。(市役所でも同じ経験をしたことがある。)
 - ・ 店内が狭いためラーメン屋に入れない。
 - ・ A T Mの画面が操作できない。(画面が高いため)

- ・ スーパーのレジが狭くて、車椅子で通ることができない。
- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。
- ・ 障害者割引が適応になるサービスをもっと作ってほしい。
(例えばフィットネスクラブ等)
- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったこと等があれば教えてください。
- ・ 百貨店は対応がしっかりしている。総合案内に行けば、案内の人が来てくれる。スーパーは従業員が忙しいため、あまり対応してくれない。最近では、ヘルパーを利用して外出する人が多く、単独で外出すると、付き添い者の有無を確認される。
- ・ 大勢でレストランに行った時、席を用意してくれた。
- ・ スーパーの高い位置にある商品を取れずにいたら、近くのお客さんが声をかけてくれ、商品を取ってくれた。
- ・ スーパーの店員さんが親切にしてくれた。
- ・ デパートによっては車椅子・ベビーカー専用のエレベーターがある。
- ・ 買い物の際に店員さんが手伝ってくれた。
- ・ ミアクチーナ辻堂に高齢者優先の駐車場マークのついた駐車場があった。
- ・ 宿泊、飲食施設で対応の人が筆談で応じてくれた。宿泊案内から食事の説明まで丁寧に筆談で案内してくれた。

- ・ 旅行先で観光案内の人に電話代行をお願いしたら快く応じてくれた。

■ その他

- ・ 特に無し。

V 公共交通

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ 電車やバスを利用する際、電光掲示板等に表示される情報を見ることができないため、状況がわからない。
 - ・ 障害当事者が電車の中で声を出していたら、乗客から「声何とかならない」と言われた。
 - ・ 道路の端が斜面になっており、車いすの人は真ん中を通らなければならない。車が来ると避けることも大変。
 - ・ 通勤時間帯等の満員電車に車いすの人が乗ると、周囲の視線が冷たい。
 - ・ 電車の中でじろじろ見られたり、大きな声を出したとき「あんたの育て方が悪い」と言われた。
 - ・ S u i c a の障害者割引がない。
 - ・ 子ども用の S u i c a はあるが、障害者用 S u i c a は定期以外ないため、割引を利用するためには、その都度、みどりの窓口で切符を購入するしかない。子ども用 S u i c a のように、自動的に割引きになる障害者 S u i c a がほしい。
 - ・ 電車に乗る際に結局 30 分以上待つことになる。
 - ・ 自分が乗っている電車が事故等で緊急停車したときの音声アナウンスが聞こえず、不安になる。しかたなく手元のスマホで情報を調べるが、何が起きたのか不明なことが多い。
- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体

または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。

- ・ 特に無し。

- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があつて助かったこと等があれば教えてください。
 - ・ 空港では案内の人がついてくれる。搭乗する際には最初に乗せてくれ、降りる時は最後に降ろしてくれる。機内では、キャビンアテンダントが声をかけてくれる。
 - ・ JRの対応は良い。階段の手すりに点字がついており、行き先がわかりやすい。また、ホームや乗車の際に案内してくれたり、降車時も到着の駅へ連絡がなされている。
 - ・ 電車に乗っている時に席を譲ってくれた。
 - ・ 電車に乗った時に、息子をみて、席を譲ってくださった。降りるのを嫌がって、親が困っているのを見て、乗客の方が手を貸してくださり、一緒に降ろしてくださったこともあった。じろじろ見られたり、怒鳴られたりしたこともあるが、反対にそういう親切を受けることもあった。

- その他
 - ・ 特になし

VI 公共施設等

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ 市立病院の駐車場について、障害者専用の駐車スペースに健常者が停めている。また、屋根がついている障害者の駐車スペースが少ない。障害者の駐車スペースに停めるため、予約の時間より早く到着するようにしている。
 - ・ 点字ブロックが剥がれかかっているものがあり、転倒の危険性がある。
 - ・ 駅にあるエレベーターが車いすの人にとっては狭い。
 - ・ 今のように障害者用トイレがない時に、本当に困った。親子が異性だとどちらのトイレにも入れない。
 - ・ 学校にスロープがない。
 - ・ 障害者専用の駐車場に車が止まっていることが多い。
 - ・ 公園等に自転車・バイク止めの柵があることで、車椅子で通ることができない。
 - ・ プールで着替えるところが少ない。
 - ・ エレベーターが遅くまで動いていることが少なく、夜遅くに帰ってくるできない。
 - ・ エレベーターになかなか乗れない。
 - ・ 遊園地等で乗れない乗り物がたくさんある。
 - ・ 観光旅行で音声ガイドが聞こえず、楽しみが半減した。博物館等では音声ガイドがあるが、聞こえず、タブレットを貸してくれるところもあるが、説明が聞こえない。

- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。
 - ・ 自閉症を知っている人のあたたかい態度・適切な環境の用意。(パニック時にクールダウンできるスペースがある、むやみやたらに声をかけない等)
 - ・ 茅ヶ崎駅のエレベーターは24時に止まってしまう。せめて始発～終電までは可動してほしい。朝早くや夜遅くになると出掛けることができない。
 - ・ 文化会館で車椅子スペースは後ろの端で、しかも付き添いは隣に座ることができず、前後に座ることになってしまう。取り外し式のイスがあればよい。
 - ・ トイレの問題で飲食店になかなかはいることができないため、せめて駅周辺に車椅子も入ることができるトイレを増やしてほしい。
 - ・ 市役所の窓口は個人情報筒抜けになっているので、改善してほしい。
 - ・ 新庁舎の障害者用駐車場の場所は利便性を考えてほしい。(屋根がついている。エレベーターが近い等。)
 - ・ トイレにポータブルベッドをつけてほしい。
 - ・ 公共の施設を改修する際は車椅子利用者のことも考えてほしい。(扉は引き戸にする等)
 - ・ 公共施設・公共交通機関でアナウンスを流すときは文字による情報も提供すること。
 - ・ スポーツイベント、お祭り、娯楽施設、観光施設等にも、文字による情報提供、または手話通訳者の設置をするこ

と。

- ・ 神奈川県聴覚障害者福祉センターのような設備がほしい。

- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があつて助かったこと等があれば教えてください。
 - ・ 某旅行会社の団体ツアーでは、手話通訳者が同行することがある。
 - ・ ある試験会場に行ったら、受付の人が手話で案内してくれた。非常に助かりました。
 - ・ 高速道路のサービスエリアにはトイレが多数あり、順番待ちができない特性を持っているため、助かっている。
 - ・ 以前よりエレベーターの設置が増えた。
 - ・ 市役所分庁舎の入口の段差が解消された。

- その他
 - ・ 特に無し。

VII 教育

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
- ・ 子どもははじめての社会での所属の場として幼稚園、保育園へ通うことになりましたが、障害を理由に断られたり、園に頭をさげるなどの苦勞をしないと定形発達の子もたちと同じ場での生活を受け入れてもらえない場合があります。
- ・ 支援級の子が部活に入らないよう誘導された。(他の生徒の内申書に影響するため)
- ・ 学校プールや調理室の利用予約が健常児クラス優先で入れられる。
- ・ 養護学校スクールバスには小～高校生まで乗るのに動物イラスト(幼稚園バスのように)が描かれている。
- ・ 学校の指導で教師が「おてて洗おう」、「歯磨きごしごし」などの幼児語を使う。
- ・ 20年以上前のことだが、障害のある娘は普通級に通っていた。年度末に同じように普通級に通わせていた障害児の親は校長室に集められ、特別学級(現在の支援級)に移るように言われた。もちろん断ったが、とても傷ついた。
- ・ 小学校の卒業式の時、特別学級(今の支援級)には日時等の通知は来たが、詳しい内容(クラスごとの着席の場所、入場の順番など)の文書は忘れたのか届かず、とても困ったし疎外感を感じた。普通級にいた障害児には文書はもちろん届いていた。

- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。
 - ・ 小学校から中学校に進学する際、事前に中学校の特別支援学級の先生に子供の特性を話していたが、入学後、担任の先生のそのことが伝わっていなかった。
 - ・ 保育園・幼稚園に対して、障害理解のある専門家の派遣や障害が明確ではなくても、子どもであれば一緒に生活することのできるような人（先生）がつけられるようなシステムづくりが必要だと思います。
 - ・ いじめを受けた子はいじめと思わない場合があるので、難しいのですが、学校・親・相談機関の連携はとても大切だと思います。
 - ・ 学習支援について、一般の塾に行くことは難しい。勉強ができないことを理由にいじめられることが多い。そのため、いじめられない程度の学力が身につくような学習支援があればいいと思う。

- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったこと等があれば教えてください。
 - ・ 子どもの幼児期に通園施設へ通って専門療育を受けられたことはその後の育ちに大きく影響しています。思い切って施設の門をくぐって今は良かったと思っていますが、子どもが3歳の時期にはとても勇気のいることでした。
 - ・ 学校でも熱心な先生方に担任していただいて、配慮の中、学校生活を普通級で過ごしています。軽度の障害の子ども

もは、その子のおかれる環境によってとても大きく生活も変わると思います。

- ・ 小さいころから「つつじ学園」、小中学校の支援級、支援学校に通えたことはよかったと思います。人の中で極度の緊張があるため、少人数で落ち着いた環境で勉強させてもらった15年間は貴重な年月でした。親にとって安心して子供を通わせる場所があって助かりました。

■ その他

- ・ 学校の先生に自分の子供の特性を伝えることができない親はいる。
- ・ 就学前からの療育が重要であり、療育を受けている子供は、その後の集団生活や対人関係における成長に大きな効果がみられる。

VII 雇用・就労

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ 仕事場で注意される時、言い方がきつい。
 - ・ 仕事の手順の説明がわかりにくい。
 - ・ 会社の仲間が悪質なイタズラをされて差別されている事。例えば画鋏が入っている。自転車のカゴに石が入っていたこと。
 - ・ 精神障害が理由で就労を受け入れてくれる場所が少ない。正社員にもなりづらい。
 - ・ 上司からパワハラを受けたことがある。
 - ・ 履歴書に養護学校卒業と書く・書かない時の事業所の対応が全然違う。

- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。
 - ・ その人の能力に合った仕事を提供してほしい。
 - ・ 仕事の現場等、障害の事を理解してくれる職員の配置等をしてもらえると良い。
 - ・ 障害の特徴よりも、仕事の態度を重視してほしい。

- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったこと等があれば教えてください。
 - ・ 職場に障害のことをよくわかるスタッフが見に来てくれるなど、サポートをしてもらえ安心した。

- ・ 健常者には会社の携帯電話が支給されたが、聴覚障害者には支給されなかった。しかし、上司がかけあってくれて、最終的には支給されてうれしかった。
- ・ 最近では出張の仕事も任されるようになった。世間が障害者に対して理解がでてきた。

■ その他

- ・ 盲学校に在籍している時、目が見える人から就職が決まっていった。
- ・ 今の子どもたちが職業選択できるような社会になってほしい。
- ・ 整体やリフレクソロジー等、免許がなくても運営でき、店舗も増えている。そのような店に客が流れてしまう。

Ⅸ 医療

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ 入院している父の面会に 1 人で行こうとしたら、必ず介助者をつけて面会にきてくださいと言われた。
 - ・ 病院で医師が話をする際、障害者本人ではなく、ヘルパーへ話すことがある。
 - ・ 精神病院入院中に、病棟の洗濯機を使っていた。患者が使う洗濯機で病棟のスタッフがトイレマットを洗っていた。
 - ・ 精神病院に入院していると、扱いが軽いと感じることがある。
 - ・ 就職活動を早くしたかったが、医者や支援者から許可が下りず、時間がかかった。自由がないと感じる。
 - ・ 精神病院の職員は精神症状が最も悪い時をみているので、過剰に心配している。
 - ・ 精神病院の看護師から「統合失調症になったのはあなたが悪い」と言われた。
 - ・ 病院で筆談を断られた。(手話通訳がいる病院はほとんどない。)
 - ・ レントゲン検査で音声による指示が聞こえないため、体位を変えるためにいちいち係員が入室しなければならず、手間がかかってしまう。
- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなも

のがあると思われませんか。

- ・ 特に無し。

- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があつて助かったこと等があれば教えてください。
 - ・ 病院の待合室で、障害者本人が待ってられず、病院スタッフに事情を説明したら、順番を早めてくれたことがある。
 - ・ 保健師がこまめに様子を見てくれて助かっている。
 - ・ 医師が「あなたのことは心配してないよ」と信頼してくれていることが嬉しい。
 - ・ 昭和大学病院ではレントゲン検査時にアニメーションで指示してくれるものがあった。
 - ・ 以前は病院の受付などで書くことの補助がなかったが、最近は手伝ってくれて助かる。

■その他

- ・ 特に無し。

X 福祉サービス

- 障害を理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。
 - ・ ヘルパーに代読してもらうこともあるが、ヘルパーに読まれたくないものもある。

- 障害を理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。
 - ・ グループホームを駅周辺に作ってほしい。

- 障害のある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったこと等があれば教えてください。
 - ・ グループホームの職員が金銭管理を丁寧に支援してくれた。
 - ・ グループホームの職員が電球を換えてくれたり、テレビを買うとき一緒に行ってくれた。
 - ・ ハローワークや様々な手続き等、一人では不安なものについて支援者に手伝ってもらえた。
 - ・ アパート探しに支援者が同行してくれて決まりやすかった。
 - ・ グループホーム職員は親切にしてくれる。自転車が壊れたときに助けてくれた。
 - ・ 家賃を滞納してしまった時期に追い出さないでいてくれた。
 - ・ 当事者団体やグループホームに大変お世話になって、人

間として成長することができた。

- ・ グループホームの職員が私に愚痴をこぼしてくれたことが嬉しい。

■ その他

- ・ マッサージの仕事をしているが、仕事中はヘルパーを使うことができない。そのため、訪問してマッサージを行うことができない。

XI その他

- ・ 自分はやって欲しいことがあれば、発語はできるので差別と感ずることはない。
- ・ 差別は減ってきているが、なくなることはないので、まだまだ嫌なことはあるかも。
- ・ アンケートには差別とまではいかないが、これまでの経過の中で、やりにくかったことを書いた。
- ・ 障害があっても、あるからこそ、お金や恋愛などのことはさげずにお伝えしていきたいと思ひます。
- ・ 中途障害の方と先天性の障害の方では、差別に関する感ず方は異なると思ひう。
- ・ 自分一人でできることは、あまりないと感ずる。
- ・ 待つことができない人もいるため、配慮してほしい。
- ・ 知的障害が重くても、幼いのはちがうので子ども扱ひしないこと。
- ・ 自閉症や発達障害の人は「困った人」ではなく、「困っている人」と認識してほしい。
- ・ 制度や支援施設の情報について、親の会や親同士のネットワークによって得られることがほとんど。
- ・ 障害者マークは簡単に手に入るため、駐車場で悪用する人がいる。
- ・ 障害がある事を周りに言えない。
- ・ 自分の事を自分で選択できない。(周りが決めてしまう。自分らしい生活が認められない。)
- ・ 差別発言をしてほしくない。
- ・ 病気の事を隠さず話せる仲間ができた。

- ・ 障害者差別解消法の法律ができてても差別がなくなるはずはない。法律に意味はあるのか。
- ・ 世間では何かとカード化が進んでいるが、カードが増えるとなくしてしまう可能性も増えてしまうため、困る。
(詐欺にあう可能性も増える。)
- ・ 今後も茅ヶ崎市にお世話になって過ごしていきたい。
- ・ 健常者の方が障害者のことをどう思っているのか知りたい。
- ・ 私自身、健常者の方が障害者に差別しても仕方ないと考えてしまうことがある。
- ・ 生活していくうえで、仲間がいることは非常に励みなる。
- ・ 当事者団体を世間がどう思っているか、知りたい。
- ・ 障害が重いので差別とかではなく、より本人の状態を理解していただくよう努力することが多かった。
- ・ 幸いにも、福祉に対する意識が高い今の時代に子供を育てることができ、配慮のある環境の中で子どもだけでなく、親も暮らすことができ。幸せだと思います。これと言った大きな差別を受けたことはありません。むしろ親自身が保護しすぎるのが、差別している事なのかもしれないと反省することはときどきあります。
- ・ やはり障害のある人たちだけでなく、お年寄りや病気で困っている人たちと触れ合って、その人たちの困り感を知っていただくことが、一番の差別解消だと思います。無知であること程残酷なことはないと思います。
- ・ 障害の内容を理解しようとしてくれた。ただ、そのような場所は少ない。

- ・ 社会にでる機会が少ない。
- ・ 普通のことができない。(七夕・祭り・花火大会を浜辺で見る等)
- ・ 障害者優先駐車場に停めている人の中には通常の駐車スペースでは車椅子の幅の関係で乗降できない方もいることを知ってほしい。
- ・ 内閣記者会見には手話通訳がついていながら、テレビ画面に映らない。文字が苦手な人もいるので、手話と字幕は両方必要。
- ・ 銀行の申し込みの手続きを手話通訳者に電話代行でお願いしたら、最後に本人確認のために電話にでてくれと言われた。
- ・ テレビ番組はCMも含め、字幕スーパーまたは手話通訳をもっと増やすこと。深夜番組は字幕がない。JCOMでは字幕はないが、手話通訳はついている。
- ・ 健常者に障害者差別解消法施行のことを周知する手段として、一般市民、または子供たちに標語を募集して、啓発ポスターを配布してはどうでしょうか。

障害者に関するマーク



●障害者のための国際シンボルマーク
障害のある人が利用できる建物や施設であることをわかりやすく表すための世界共通のシンボルマークです。
※このマークは「すべての障害者を対象」としたもので、車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。



●耳マーク
聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。



●聴覚障害者標識
聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。



●ほじょ犬マーク
身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



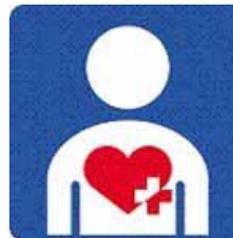
●盲人のための国際シンボルマーク
世界盲人連合で制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された



●オストメイトマーク
人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表すマーク。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



●身体障害者標識
肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。



●ハート・プラスマーク
内部障害のある人を表すマークです。

■協力団体

- 茅ヶ崎市身体障害者福祉協会
- 茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会
- 茅ヶ崎手をつなぐ育成会
- 湘南にじ
- フレンドリーシップ
- 元町の家登録ピアサポーター
- 茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会
- スペアちがさき
- 茅ヶ崎市聴覚障害者協会
- 茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会

障害を理由とする差別に関する事例集

平成28（2016年）年3月発行 第1刷 300部

発行：茅ヶ崎市

編集：保健福祉部障害福祉課